

3 農地を貸し付ける場合（出し手）

- ① 農地がある市町村等に相談し、「申込書」を記入・提出してください
- ② その後、農地の権利関係や現地を確認します
- ③ 機構は、農地の状態や借受希望者の状況を考慮して、農地を借受けます
- ④ 機構は、借受けた農地を受け手へ貸し付けるまで、保全管理を行います
※ 2年間借受け希望がない場合は、出し手へ農地をお返しすることになります
- ⑤ 機構は、受け手が希望する場合などは、畦畔除去や暗渠の施工、耕作放棄地の解消などを行います
- ⑥ 農地の出し手には、機構から賃料が支払われます

4 農地を借受ける場合（受け手）

- ① 機構が各市町村等からの情報や機構のホームページ等で借受希望者の募集を行います（平成26年度は、8月と12月に募集予定）
- ② 機構は、借受希望者についてホームページ等で公表します
- ③ 機構は、各市町村の「人・農地プランに位置づけられた担い手」を尊重しながら農地の出し手と借り手の調整を行い、機構からの貸付先を決定します
- ④ 借りた農地の賃料を機構に支払います

農地の集団化により、農業経営の発展を！

農地の貸し借りの新しい仕組みです！

農地中間管理事業



公益社団法人千葉県園芸協会

相談または、問合せ先

➤➤➤ 各市町村の農政担当課等

➤➤➤ 公益社団法人千葉県園芸協会 農地部

TEL 043-223-3011 FAX 043-224-1444

✉ nouchibu@chiba-engei.or.jp

URL <http://www.chiba-engei.or.jp/mgtmech.html>

➤➤➤ 千葉県 農地・農村振興課 農地活用推進室

TEL 043-223-2848



1 農地中間管理事業の仕組み

担い手への農地集積・集約化や耕作放棄地の解消を加速化するため、農地所有者と農業経営者の間に農地中間管理機構（以下、機構）が立って農地の貸借等を行い、農地の集団化、経営規模の拡大、新規参入を進めます。

機構は各都道府県に1か所設置され、千葉県では「公益社団法人千葉県園芸協会」がその指定を受けました。

農地中間管理事業

（千葉県園芸協会と市町村等が連携して行います。）

農地
の
出
し
手

農地中間管理機構（千葉県園芸協会）

- ① 農地を借受けます（農地中間管理権）
- ② 必要な場合は基盤整備等の条件整備を実施します
- ③ 担い手がまとまりのある形で農地を利用できるように配慮して貸し付けます
- ④ 機構が農地を借受けてから、貸し付けるまでの間、農地として管理します

農地
の
受
け
手
（
担
い
手
）

次のような場合は、機構の借受け対象農地から除きます。

- ① 農業振興地域の区域外（市街化区域等）の農地
- ② 所有が共有名義になっていて、同意書が不足している場合
- ③ 仮登記、抵当権等、安定した貸付けに支障が生じる可能性がある場合
- ④ 再生不能な遊休農地など、利用することが著しく困難な場合
- ⑤ 借受希望の状況等から、貸し付ける可能性が著しく低い場合

ご注意
ください

2 農地の出し手への支援（市町村を通して実施されます）

（1）地域に対する支援

〔地域集積協力金〕

地域内の農地の一定割合以上を機構に貸し付ける場合

2割超～5割以下 **2.0万円** /10a

5割超～8割以下 **2.8万円** /10a

8割超 **3.6万円** /10a

人・農地プラン必須

※平成28年度以降、段階的に協力金は減額されます

（2）経営転換・リタイアする個々の出し手に対する支援

〔経営転換協力金〕

出し手の全自作地を10年以上機構が借受け、担い手等に貸付けが行われる場合

0.5ha以下 **30万円** /戸

0.5ha超～2.0ha以下 **50万円** /戸

2.0ha超 **70万円** /戸

※遊休農地の所有者は対象外となります

（3）農地の集積等に協力する個々の出し手に対する支援

〔耕作者集積協力金〕

機構の借受農地に隣接する農地等を10年以上機構が借受け、担い手等に貸付けが行われる場合

2.0万円 /10a

※平成28年度以降、段階的に協力金は減額されます